

手 帳

障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」

福岡県では、障がい者手帳をお持ちの方が県有施設で利用料金などの減免を受ける際に、障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」の提示による本人確認を行っています。

「ミライロ ID」は、施設利用時に障がい者手帳の代わりに利用できるほか、必要な配慮を記載する機能もあり、「ミライロ ID」の画面を提示するだけで、配慮事項を簡単に施設スタッフに伝えることができます。

※「ミライロ ID」の登録方法など詳細は、「ミライロ ID」ホームページ（<https://mirairo-id.jp/>）をご覧ください。

※県内で利用できる施設につきましては、下記にお問い合わせください。

●お問い合わせ

福岡県障がい福祉課自立支援係

TEL 092-643-3263 FAX 092-643-3304

メールアドレス jiritsushien@pref.fukuoka.lg.jp

身体障害者手帳

身体に障がいのある人が様々な制度を利用するために必要な手帳です。障がいの程度に応じて1級から6級までの手帳が交付されます。

●対象となる人

身体に一定以上の永続する障がいがある人。(視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸、呼吸器、肝臓、免疫)

●申請に必要なもの

手 続 き	持ってくるもの
新規に申請するとき	◎交付(再交付)申請書
障がいの程度が変わったとき 新たな障がいが出たとき	◎診断書・意見書(指定医師が作成したもの) ◎顔写真(縦4cm×横3cm)1枚 ※1
住所が変わったとき	◎手帳 ※1
氏名が変わったとき	◎手帳
手帳を汚損したり、破損したとき	◎顔写真(縦4cm×横3cm)1枚 ※1
手帳を紛失したとき	◎顔写真(縦4cm×横3cm)1枚 ※1
障がいの回復や死亡等で 手帳が不要になったとき	◎手帳 ※1

※1 申請の際には個人番号を記入していただくため、個人番号の確認と窓口に来られた方の本人確認を行います。(詳しくはお問い合わせください。)

※2 申請の受付・手帳の交付は市役所福祉政策課で行いますが、認定手続きは福岡県障がい者更生相談所で行います。

●お問い合わせ

宗像市役所 福祉政策課 障害者福祉係

TEL 0940-36-3135 FAX 0940-36-5856

療育手帳

知的障がいのある人が様々な制度を利用するために必要な手帳です。障がいの程度に応じてA1(最重度)、A2(重度)、A3(中度+身体障害者手帳1～3級)、B1(中度)、B2(軽度)の手帳が交付されます。

●対象となる人

知能指数(IQ)がおおむね75以下の知的発達の遅れがある人。

●申請に必要なもの

手 続 き	持ってくるもの
新規に申請するとき	◎交付(再交付)申請書 ◎判定書(原本) ◎顔写真(縦4cm×横3cm)1枚 ※1
住所や氏名、保護者が変わったとき	◎手帳
手帳が汚損したり、破損したとき	◎手帳 ◎顔写真(縦4cm×横3cm)1枚 ※1
手帳を紛失したとき	◎顔写真(縦4cm×横3cm)1枚 本人確認書類 ※1
再判定で非該当や死亡等で手帳が不要になったとき	◎手帳

※1 申請の際には個人番号を記入していただくため、個人番号の確認と窓口に来られた方の本人確認を行います。(詳しくはお問い合わせください。)

※2 再判定の時期が来たときや、障がいの程度が変わったときは、下記までお問い合わせください。

●療育手帳の判定についてのお問い合わせ先

- ・18歳未満：宗像児童相談所(要予約：0940-37-3255)
- ・18歳以上：宗像市福祉政策課障害者福祉係(要予約：0940-36-3135)

●お問い合わせ

宗像市役所 福祉政策課 障害者福祉係 TEL 0940-36-3135 FAX 0940-36-5856

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有し、精神障がいのために日常生活または社会生活への制約のある人が様々な制度を利用するために必要な手帳です。障がいの程度に応じて1級から3級までの手帳が交付されます。

●対象となる人

病院に初めてかかった日（初診）から6ヶ月以上経過した精神疾患がある人。年齢による制限や在宅・入院の区別はありません。

●申請に必要なもの

手 続 き	持ってくるもの
新規に申請するとき	◎診断書（指定の様式）又は同意書（精神障害による障害年金を受給している場合） ◎顔写真（縦4cm×横3cm）1枚 ※1
更新の申請をするとき 障がいの程度が変わったとき	
住所や氏名、保護者が変わったとき 手帳が汚損したり、破損したとき	◎手帳 ◎顔写真（縦4cm×横3cm）1枚 ※1
手帳を紛失したとき	◎顔写真（縦4cm×横3cm）1枚 本人確認書類 ※1
障がいの回復や死亡等で手帳が不要になったとき	◎手帳 ※1

※1 申請の際には個人番号を記入していただくため、個人番号の確認と窓口に来られた方の本人確認を行います。（詳しくはお問い合わせください。）

※2 申請の受付、手帳の交付・更新は市役所福祉政策課で行いますが、認定手続きは福岡県の精神保健福祉センターで行います。

●お問い合わせ

宗像市役所 福祉政策課 障害者福祉係 TEL 0940-36-3135 FAX 0940-36-5856